

資料

国際通貨基金総会における ヤコブソン専務理事の演説

— 1961年9月18日 —

以下は、さる9月末ウィーンにおいて開催された国際通貨基金第16回年次総会の席上、ヤコブソン専務理事が行なった演説の要訳である。同氏は、この演説の中で、通貨の交換性回復という背景のもとで生じた国際金融上の新事態を分析し、あくまで現在の機構のわく内でこれに対処するという考え方のものとに、必要な機構強化策について提案を行なっている。なお、これに対する加盟各団の反響および今後の具体的な取決めの見通しなどについては別稿要録を参照されたい。なお、文中の小見出しあは訳出にあたって便宜的に付したものである。

1. 概況

過去1年間の動きを検討する場合、1959年末から1960年初頭にかけての情勢を背景として考えてみると興味あることであろう。当時困難な事態に直面していた国も多かったが、世界の経済活動は概して高水準にあり、しかもさらに上昇の気配を示していた。1958年末に実施された多くの西欧諸国の対外交換性回復は、明らかに成功を収め、その金・外貨準備はほとんど一様に増加していた。1958および59年を通じて一般物価水準の上昇はほとんど目立たず、戦後インフレはついに抑制されたのだという見方を生んでいた。このような通貨面での改善は、本年初頭11か国が、基金協定第8条に基づき、自国通貨に正式の交換性を付与したことによって一段と進展した。この結果第8条の義務を受諾した国は21か国となっている。

しかし交換性回復の進展と、物価安定の前進の結果、資金の国際的移動がいっそう自由となり、ここに第2次大戦勃発以来世界が直面したことのなかった新たな問題が生ずるに至った。その一部はすでに昨年の総会でも論議されたが、それ以降問題はさらに発展してきたのである。

1960年春に始まった米国の景気後退は、今春に至り回復に転ずるという短かいものであったが、それにもかかわらず、国際通貨情勢に対するその影響は避けることはできなかった。景気後退により米国の金利は低下したが、他方大部分の欧州諸国ではブームとかなりの高金利が支配的であった

ので、当然資金が米国から流出することとなった。この資金流出は、米国経済の競争力に関する疑惑、さらには大統領選挙に関するある種の懸念とたまたま時期的に合致した。通貨の一時的な金への逃避の結果、ロンドンの金価格は急騰し、逆にこのことが不安を高め、新たな憶測や投機を促がした。以上のことが起きたのは、まさに米国国際収支の基調が著しく改善されつつあった時であった。企業活動後退の結果輸入は減少し、輸出は著増して、1960年の貿易戻りは45億ドル以上の黒字となり、サービスを加えると約60億ドルの黒字であったが、同年末から1961年初めにかけて貿易およびサービスの純収入はさらに増大し、短期資金の流出を除くと、政府支出のほか当時の長期民間投資のすべてをカバーしうるまでになった。

1961年2月初め、米国大統領はステートメントを発表し、ドル価値を擁護する方策をとること、および金のドル価格を堅持することを明らかにした。さらに大統領は「米国はこれまで国際収支の赤字に対処するため基金の引出し権行使したことなどがなかった。しかし必要な場合には、基金の政策のわく内で引出し権行使すべきであるし、またするであろう」と言明した。欧州における公定歩合の引下げと米国における短期金利の大幅低下を避けようとする政策方針の採用に助けられて、短期資本の流出は鎮静し、さらに海外からの期限前借款返済もあって国際収支は著しく改善された。

米国の貿易は欧州の大部分の工業国および日本

の力強いブームによって助けられた。これらの諸国は1959年に比べ1960年には輸入を20%増加し、その結果世界貿易は10%方増加した。このように欧州および日本の輸入が著増したにもかかわらず、原材料価格の一般水準を引き上げるには至らなかった。事実原材料価格は年間を通じて若干下落している。大部分の低開発国はわずか一、二の原材料の輸出に依存しており、したがってこれら生産物の価格の下落が小幅であっても、その国際収支は危機に陥りやすく、しかもたよるべき対外準備が少ないので、多くの国が基金の資金援助にたよらざるを得なかつた。すなわち原材料および食糧の価格の全般的軟調という事実は、基金がこの1年間に低開発国との間に非常に多額の取引をしたというその活動の中に読み取ることができるであろう。

2. 基金の活動

この1年間に基金の資金援助を受け、あるいはスタンド・バイ協定の締結によって引出し権限を付与された国は合計32ヶ国に上つた。これら諸国は英國を除きすべて1次生産物の輸出に大きく依存している国であるといえよう。しかしこれら諸国の国際収支危機は、必ずしもその輸出品価格の軟調のみによるのではなく、多くの場合自国の金融財政政策と関連した国内の過剰需要もまたその原因となっていた。世界市場における一般物価水準が上昇していた間は、個々の国における信用拡大の一部は、価格上昇に吸収される可能性もあった。しかしいまや一般物価水準は比較的安定しているので、過度の信用拡大はほとんど直ちに国際収支の逆調となつて現われるものと思われる。複雑な差別的為替制度の存続により、事態がいっそう困難となった場合もあり、これらの制度の改善のために基金の援助が求められた事例もあった。

(1) 新種の取引

基金の取引のうちこれまでとやや性格を異にする取引およびとくに注目すべき取引についてみると、まず、昨年末のユーゴースラビアに対する援

助がある。この取引はスタンド・バイ協定分を含め総額75百万ドルで、うち即時引出し分45百万ドルは欧米6ヶ国の通貨をもって行なわれた。これは、引出し通貨を多様化し、とくに对外収支および对外準備の好調な国の通貨を多く貸し出すという政策が実施されたはじめてのケースであった。またイタリア・リラがはじめて引出し通貨に含まれた。

次に本年2月チリに対し、アルゼンチン・ペソ16百万ドル、スタンド・バイ協定75百万ドルの資金援助が行なわれた。この取引はラテン・アメリカ通貨の初の引出しであること、1955年の基金理事会の決定に基づき2国間の貿易支払協定を廃止するため基金の資金が直接使用された初のケースであること、チリは引出し残高およびスタンド・バイ協定による引出し権の合計額がその割当額の100%をこえたはじめての国であることなどの点で注目された。

過去5ヶ月の間に豪州(275百万ドル)、ブラジル(160百万ドル)、インド(250百万ドル)、英國(2,000百万ドル)に対して多額の資金援助が行なわれたが、これら取引においても、引出し通貨を多様化し、収支および对外準備の好調な国の通貨を多く貸し出すという政策が続けられた。うち豪州については、その後の国際収支改善により期間1年のスタンド・バイ協定分(100百万ドル)が4ヶ月で取り消されたこと、ブラジルの場合には上記のほか既往引出し分140百万ドルの返済予定の変更が認められたこと、インドの引出しには日本円が含まれ、はじめてアジアの通貨が使用されたこと、などがそれぞれ特筆されよう。

(2) ポンド危機

さて英國に対する資金援助について若干立ち入ってみることにしよう。昨年の秋から冬にかけて、米国から欧州向けに流出した資金の一部は、他国からの資金とともに、当時設備投資ブームのため資金需要が旺盛で高金利を維持していた英國に流入したが、このような資金流入の結果、英國では、国際収支の経常勘定が悪化していたにもか

かわらず、対外準備は増加した。英国政府は、対外準備増加額の一部を1956年の基金からの借入の期限前返済に充当し、さらに基金保有ポンドを割当額の75%に減少させるために使用した。

本年2月の米国大統領の声明以後、米国からの資金流出は急減したが、若干の欧州諸国、とくに西ドイツを中心とする短資の移動はなおあとを絶たず、3月初めのドイツ・マルクおよびオランダ・ギルダーの5%切上げにより、さらに通貨の調整が広がるのではないかとのうわさが呼び起された。以上の動きは、なかんずく国際収支の経常勘定が悪化している英ポンドの信頼を動搖させた。

このような事態のもとに、国際決済銀行(BIS)のメンバーである欧州中央銀行および米国の連邦準備制度は、直ちに為替市場および信用供与の分野において、いっそう緊密に協力することを決定した。このようにしてかなりの資金がポンド援助に供与されたが、ロンドンからの資金流出を阻止することはできなかった。英国経済のアンバランスを除去する方策およびそれが効果をあげるまでの間の所要外貨を調達する方策が必要であった。英国政府は、4月に提出され7月に成立した予算案に折り込まれた権限行使して、7月末に財政、金融その他一連の総合政策を打ち出した。これは貿易・為替の制限なしに国際収支の経常勘定における赤字を解消し、とくに現行為替レートにおいてポンドの信頼を回復しようとするものである。

この政策を補強するため、英国は基金から15億ドル相当額を9か国の通貨で引き出し、そのうち5億ドルのスタンド・バイ協定を締結した。この取引は、これまでの基金の取引中最大のもので、引き出された通貨の基金保有額を補填するため、基金は各通貨につき英国の引出し額の3分の1相当額、合計5億ドルの金を関係国に売却した。

(3) 資 金 不 足

過去1年間の活動を通じて、基金からの通貨引出しは約25億ドルに上った。このように多額の資金が活用されたので、現在の時点で取引に適する通貨の基金保有残高は非常に大きな影響を受け

た。英国の引出しに際し金の売却によって保有通貨の補填が行なわれた後においてさえ、若干の交換可能通貨の基金保有高は、きわめて少ない。そのうえ、スタンド・バイ協定に基づいていつでも引き出されうる残高が11億ドルに上っていることを見のがしてはならない。

事実、昨年末の米国からの巨額の短資流出により明らかになったように、もし割当額の大きい数か国が基金から多額の資金を引き出すという事態が生じたならば、基金保有の交換可能通貨の額が不足することはまずまちがいあるまい。もちろん基金は、その保有する金を使用することができよう。しかしこの金は必ずしも還流してくるものではなく、いったん保有通貨の補填のために使用された場合、その保有額は金による通貨の買いもどし(金による返済)という形を通じて容易にもとの額にもどるということにならないかもしれない。したがって一般に基金はその保有金の使用には慎重でなければならず、その保有通貨の補填については他の方法、たとえば基金協定第7条に基づく特定通貨の借入というような方法の可能性の有無を考慮しなければならない。

3. 基金の新たな使命

しかし通貨の借入という方法は、必要が生じた場合即座に使用できる補填方法ではない。これはさまざまの理由により非常に複雑な問題であって、精密に検討し、効果的な解決方法を見いだすべきものである。さらに国際金融機構というより広い背景のもとに考察を加える必要もある。最近問題となつた現行機構の長所および短所に関する活発な論議を通じて、各方面の関心は、とくに交換可能通貨の世界における国際的な資金の動きから生ずる圧迫(tensions)に大きく集中し、周知のように、現存の通貨制度を多かれ少なかれ根本的に改革しようとする多くの案が提出された。これら諸問題がかくも活発に論議されたことは非常に有益なことであったが、われわれとしてはまず第1に、現行の機構は存続させるに値するほど十

分満足に機能しているといえるかどうかということを問題にしなければならない。もしこの間に肯定的に答えられるとすれば、さらに進んで、将来の危険な圧迫を処理するに十分な防衛手段を整えるため、現行制度を強化することにつき特別の諸措置をとるべきかどうかということを検討しなければならない。

全体としてみると、わたくしは現行機構はうまく活動しているものと信じている。事実、現行機構が果たした近年の大きな功績に照らし、これと逆の結論を出すことは困難であろう。純粹に通貨的な面についてみると、通貨の対外交換性が広く確立され、かつ対外準備の配分の改善とともに、資本移動の自由化も漸進している。貿易の面でもこれと併行して自由化の範囲が不斷に増大しつつあり、また比較的安定した物価動向のもとで、国際貿易は最近世界の生産高の増加率と同じく年率4%のテンポで増加してきた。以上のこととは決して平凡な成果ではない。

しかしこのような成果にもかかわらず、緊張と不安定の時期があった。わたくしは、一国から他の国への短期資金の移動が、貿易金融や商品の流れを妨げたとは思わない。しかしこのような資金移動によって引き起こされた懸念こそ、現行機構の健全性に対する疑問を生み出した主要な原因なのである。一部では、諸国が対外準備の一部を通貨で保有する機構(金為替本位制度として知られているもの)は、長期的にみた場合十分満足に機能できるかどうか、さらにこの機構は両大戦の間の時期のようにいざれ崩壊しないのかどうかとの疑問が提起されている。わたくしはこの疑問が正当だとは思わない。1930年代初頭に生じた通貨の崩壊の原因是インフレではなく、広範なデフレ、すなわちまず米国に生じ次に欧州で生じた物価の暴落であったことを思い起こすことが重要である。わたくしは現在同じようなデフレが生ずることはないと確信している。というのは第1に、政策当局の目標が変化し、もしデフレの危険があると思われる場合には必ず不幸な事態を事前に防

止するための十分な方策がとられるであろうからである。第2に、1930年代には多くの欧州諸国の対外準備は大規模な短期借入によってまかなわれたもので、その短期借入が更新されなくなると消失してしまったのであった。しかし現在大部分の国はその外貨準備の正味の所有者である。第3の相違点は、現在では各國の対外準備の背後に基金が存在して、その原則と慣習のわく内でこれを補強しており、常に国際的な金融上の協議および協調の増進に努めている。両大戦の間の時期にはこのような国際機関はなかった。

4. 基 金 強 化 策

今日、米ドルおよび英ポンドの二つの通貨は主要な準備通貨である。わたくしは米国および英国当局者が、自国通貨の安定性に対する信頼をかちうるような政策を実行する決意であることを疑うものではない。米国の短期債務残高のうち、約3分の2は外国の中央銀行および政府が保有しており、残りの大部分は商業銀行および企業が保有している。ポンドについてもこの比率はほぼ同じである。つまりこれら通貨の相当額が民間の企業ないし銀行の手元に保有されており、しかも交換性があるので、これら民間保有の流動資金はほとんど支障なく一国から他の国へ移動する。事実民間の国際流動性には全く不足はない。しかしまさにこの理由のために、民間資金の国際的移動という衝撃に対処するため、当局の手元には十分な資金が保有されなければならない。

年次報告に示されたように、基金は、過去1年を通じて、一般的な性格をもつ重要問題およびより細かい技術的、法律的ないしは制度的な諸問題など、一連の広範な諸問題を検討してきたが、これらの主要な問題は、三つの疑問という形にこれを取りまとめることができる。すなわち、第1に、基金協定に基づき、基金の資金を利用できるような支払上の困難な事態とはなにか。第2に、これら困難に対処するうえで最も有効な基金の資金活用方法いかん。第3に、困難に対処するためには

どのような資金が必要か。またそのために基金の使用可能な資金量は十分であるか。

(1) 資金使途の拡大

第1の疑問に關し理事会は、加盟国の國際収支の赤字の一部または全部が経常勘定の範囲をこえ、資本移動に起因している場合、それに対処するため、基金の資金を利用できる範囲について検討した。全く実際的な観点からすれば、交換可能通貨の機構のもとで、経常支払と資本支払を区別することが非常にむずかしいことはいうまでもない。理事会は問題のあらゆる面を検討した後、基金協定の解釈を明確にし、それによりこれまでなお解消していなかった疑問を取り除き、基金の資金が基金協定第6条その他の条項に基づき、資本移動に対処するためにも使用することができることを明らかにした。資本の流出に直面した国が基金の援助を求めた場合、基金はその国が基金の原則に従うこと、すなわち攪乱的な資本流出を阻止し、かつ基金の援助資金を3年ないし5年以内に返済するため適切な措置を講ずることを要求するであろう。

(2) 引出し通貨の多様化

第2の疑問、すなわち基金の資金を最も効果的に使用しうる方法いかんという問題に答えるにあたっては、若干の加盟諸国の経常勘定および対外準備が強化されていること、および第8条の義務を受諾した国のがふえていることを考慮に入れる必要があろう。この結果基金保有通貨のうち使用可能となったものが大幅に拡大し、したがって使用可能な資金量もふえている。そこで基金は、保有通貨の使用の多様化をはかり、これによって世界の通貨情勢に最も役立つ通貨を使用するよう努めてきた。これを遂行する基準として、漸次基金は、引出し通貨には國際収支が好調で対外準備の多い国の通貨を使用することとし、他方返済の場合には一般的にそれを返済に使用することによってその基礎が強化されるような通貨を使用するよう勧奨する方針をとるようになった。多様な通貨の使用につき満足しうるような計画を創りあげる

にあたっては技術的・法律的な問題も多い。これらのうちあるものはすでに解決されたが、なお今後問題となるものもある。これまでのところでは、過去1年間に資金の引出しが11か国通貨によって行なわれたことが、その成果を物語っている。

しかし基金は多くの国の通貨を売却した結果、これらの通貨の基金における保有残高は、その割当額の75%をかなり下回ることになり、その結果これら諸国の引出し権限が拡大するに至っている。そこでもし収支状態が逆転した場合には、引出し権限の拡大に基づき基金に対しかなりの資金需要が生ずることは常に計算に入れておかなければならない。

(3) 資金量の拡充

次に第3の問題、すなわち基金の資金は十分であるかどうかという問題に移ろう。引出し通貨に関する基金の政策の前進に關し以上述べてきたことから明らかなように、単にある特定の時点における基金保有の金および通貨、あるいは交換可能通貨を合計してみてもこの問題に対する回答にはならない。むしろ重要なことは、その時の経済情勢に応じならびに基金資力の使用を適當とするその時の目的に即応して、基金がいかなる時点においても、その使用が適當と考えられる種類の通貨を十分保有するような体制を確保することであろう。

すでに述べたように基金の保有する一部の通貨は、最近の金売却にもかかわらず、過去1年間の基金の活発な活動の結果、きわめて低水準に落ち込んでいる。しかしこれは、現在の情勢に限られた一時的な問題ではなく、また基金自身の流動性という問題だけにとどまるものでもない。ここ数年の努力によってようやく確立された交換可能通貨の機構を強化、堅持し、再び貿易・為替の制限や通貨不安に逆もどりすることを防ぐことは非常に重要である。基金がこの方向に沿って自らの役割を果たし、かつ加盟国の期待に応えるためには、基金は将来起りうる資金需要に応ずるうえで疑いをはさむ余地のないほど十分な資金を供与

しうる地位になければならない。市場の不安や期待が大きな役割を演ずる世界では、資金量の大きさは、個々の国のもとと国際的なもとを合わせて、単にそれに対する需要に応ずるのに十分であるだけでなく、無分別な投機から通貨を守り抜くために十分であると一般に信じさせるほど多額でなければならない。基金保有の主要国際通貨の大額な減少は、それだけでも、これら通貨の補充に関する満足できる協定が存在しないかぎり、資金が底をつくよりかなり前の段階で攪乱要因となる恐れがある。

近年における国際的収支状態の急速な変化に照らしてみると、現在の基金の資金構成および資金量は、健全な国際金融機構を維持するために、これ以上強化の必要がないほど十分であると結論することはできない。追加資金の必要は一定の割当額の増額によっても充足することもできよう。しかしあたくしは、現状においては、はっきりした借入協定(firm borrowing arrangements)という形をとるほうが、この問題をより円滑に処理することができると考える。主要工業諸国が国際貿易支払の変動に大きな役割を演じていることからして、この協定は、とくにこれら工業諸国との間で締結されることになろう。もちろんだからといってこのような協定の締結について、その他の国はなんらの利害関係をもたないであろうということにはならない。安定的かつ交換可能な為替制度の維持ということは、これら諸国にとっても工業諸国と同じように重要だからである。

基金協定第7条に基づく基金の借入権限の使用に伴い生ずる諸問題については、すでに理事会でもいくつかの点について一般的な討議が行なわれてきた。しかしながら検討すべき問題点も多く残されている。まず借入協定の締結にあたって重要なことは、各國当局がそれぞれの国において基金に対し貸出を行なう権限を取得することである。しかしあたくしの意見によれば、実際の借入取引を基金と貸出国との間でその都度結ばれる協定(ad hoc agreement)にゆだねておくだけでは十分とは

いえない。基金がその取引のために追加的な資金入手できるという保証があることは、きわめて有用である。資金をいつでも入手できるということ自体、安定と強化に役立っている。加盟国が、基金とのスタンド・バイ協定に基づき、基金の資金を使用できるという保証自体がきわめて重要な安定要因として作用したことは、これまでたびたび経験してきたところである。こうして確約された引出し権限の全部または一部は、結局これを使用することが必要となるまでに至らなかつことも少なくなかった。逆に基金に対し信用供与が行なわれる場合にもこれと同じ利益がもたらされると考えてもよいであろう。

同時に、貸出国に対し一般的な保障を与えるため、適当な諸規定を設けることが必要であろう。もちろん借入実行にあたって基金と貸出予定国との間には協議が行なわれることになるであろうし、協定の中には、その国の国際収支および準備ポジションが許さないかぎり、基金はその国から借入を行なわないという条項が含まれなければならない。さらに協定には、基金に自国通貨を貸し出した国は、その国際収支が悪化した場合直ちにその返済を受けることができるという規定がなければならない。さらにこのような協定の締結によって、基金がその資金の適正使用についてこれまで確立してきた諸原則はなんら弱められるものではない。

わたくしは、借入についてのあらゆる側面に十分な配慮を加えた協定を締結し、それにより基金の全加盟国が恩恵を受け、かつ受け入れができる実際的な機構を設立することは、それほど困難ではないと信じている。しかしそれまでには政策上の多くの決定がなされなければならない。

年次報告にもあるように、借入によって基金の資金を増加させる方法は、「当面の必要性」という範囲をこえて、交換可能通貨の制度のもとで今後生ずる多種多様な情勢に対し、基金がいっそう彈力的に対処できる態勢を作ろうとする努力の現われである。」

5. む す び

通貨機構における基金の役割を考察する場合、基金の金融活動のうち相互に補完的な二つの面があることを見のがしてはならない。すなわち一方では国際收支逆調に対処しようとする諸国に対して資金援助を供与すること、他方では援助受入れ国が收支回復のための必要な措置を講ずることを確実ならしめることがこれである。これらの諸措置が効果をあげるために、援助受入れ国当局が、収支の回復こそ自国の真の利益になるとの確信をいたいでいなければならない。さらにこれら諸国は、安定こそ持続的成長のための唯一の真の基礎として自国の発展に不可欠であることを認識しなければならない。

経済発展のための必要条件の一つは、実物資源が投資に充当されることであるが、これら諸資源を長期間にわたってインフレ的な金融方法で入手することはできない。これは古い真理であるが、今なお繰り返し再認識されねばならない。物的資源を獲得するために努力が必要なのである。

持続的成長が混乱した金融的秩序を基盤として達成できるとの見解を固執するものはなかろうが、一方安定とは経済活動の低下ないしは停滞を意味するのではないかとの慣習的な不安を持っている人は珍らしくない。もちろん安定さえすればそれで十分というわけではない。眞の国家的目標は経済の成長の実現にあるからである。経済成長を住宅の建築にたとえるとすれば、安定はその土台に等しい。良い住宅は確固たる土台の上にのみこれを建築することができる。

多くの場合、経済の安定と成長のために国内で特別の努力をする必要があったし、それが効果をあげるために、技術的、金融的な面における国際的援助もしばしば必要とされる。

おおざっぱにいって、基金が供与する金融的援助は、個々の国が国際貿易の障害となる方法を避けつつ世界経済の一般的金融動向と歩調を合わせていけるようにするためのものである。これは重

要な使命ではあるが、このことによって各国の金融政策を行なう余地を全くなくしてしまうわけではない。われわれの金融機構は成長経済に資するものでなければならない。しかし金融政策だけで高度成長の達成が可能となるわけではない。そのためには、そのほか、財政および経済構造ならびに社会活動や市場機能などの広範な分野における諸問題が適切に処理されなければならない。基金は当然これら全分野に关心をもっているが、とくに金融政策の諸問題に注意を払っている。

第2次大戦以降においては、大国といえども国際的な一般動向に逆らって独立に行動することはできず、したがって互いに協調して行動せざるをえない。協調のしかたはさまざまであろうし、個々の直接的な接触もあるが、国際機関に対する依存度はしだいに高まつてくるであろう。

基金の目的を規定している基金協定第1条によれば、基金による資金援助は、諸目的の一つにすぎない。基金の他の目的としては、為替の安定および秩序ある為替取決めの増進、多角的支払機構確立のための援助、国際貿易の拡大およびそれによる加盟国の生産の増大、協調および協議の中心としての活動などがある。基金と加盟国当局の密接な接触なくしては、とうていこれら諸目的のどれ一つといえども達成することは困難であろう。

国際的協調ということを強調する場合、諸国が国際金融機構の一員として一般的利益を受けるという認識に立ってこれを行なうことが必要であろう。国際金融機構は、それが傷つきやすくなつた場合には強化されなければならない。しかし国際金融機構が遂行する政策は、元来それが経済成長のプロセスにおいて適切な役割を演ずるものでなければならない。一方では必要な monetary discipline を守り、他方では成長の必要にこたえることは容易な仕事ではない。これには多くの問題を伴うであろう。しかしこれら困難な問題が、今日ほど効果的に処理されようとしていることはいまだかつてなく、したがってその成功の見通しも今日ほど高まつていることはないとわたくしは考える。